

## 宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム員登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム設置運営要領第3条第2項の規定に基づき、宮城県老人福祉施設協議会（以下「宮城県老施協」という。）が実施する派遣チーム員の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

### (派遣チーム員の登録)

第2条 宮城県老施協は、本会会員である施設・事業所（以下「施設等」という。）の長から推薦のあった者を派遣チーム員登録者として登録する。

2 宮城県老施協は、登録者に対し、宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム員登録証（様式第1号）を交付するものとする。

### (登録者名簿の管理)

第3条 宮城県老施協は、登録者について、宮城県老人福祉施設協議会災害派遣介護チーム員登録者名簿（以下「登録者名簿」という。様式第2号）を作成し、管理するものとする。

### (登録内容の変更等)

第4条 登録者は、登録の内容（氏名、職名、所属施設等）に変更が生じたとき、又は派遣チーム員の登録を辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式第3号）により、所属する施設等を経由して届け出るものとする。

2 宮城県老施協は、前項の届出があったときは、登録者名簿を更新するものとする。

### 附 則

この要領は、平成26年7月28日から施行する。